

8-4 日本政治のしくみと現状① <標準編>

国会の働き

国会は衆議院と参議院から成り、それぞれ国民によって直接選挙された国会議員（衆議院議員と参議院議員）によって構成される【①】。

国会は、毎年1回1月に召集される（通常国会）ほか、臨時にも召集される（臨時国会）。国会は、国会議員や内閣が提出した議案（法律案・予算案・条約締結案など）を審議する。議案はまず委員会に付され、ここで詳しく審議される。本会議では委員会の審議結果を追認するだけのことが多い。議案は3分の1以上（定足数）の議員の出席がある状態で、出席議員の過半数の賛成で可決され、両議院が可決したとき成立する。ただし両院の議決が異なる場合には、衆議院の優越が認められている。これら国会の会議は原則として公開されなければならない。

国会は、国権の最高機関として国政の全般について調査する権限（国政調査権）をもっており、証人を呼び出して質問したり（証人喚問）、記録の提出を求めることができる。

なお国会議員には、国民の利益のために存分に議会活動ができるようにするため、「国会の会期中は逮捕されない」（憲法 50 条）とか、「議院内の演説・討論・表決について院外で責任を問われない」（憲法 51 条）という特権が与えられている。

衆議院の優越

両院の結論が分かれたときに衆議院の議決を優先することを「衆議院の優越」という。

法律案の審議において両院の議決が異なるときは、参議院の議決後 60 日以内に衆議院で3分の2以上の賛成多数があるときは衆議院の議決が国会の議決となる。

また予算案の審議においては衆議院が先に審議を行う。そして両院の議決が異なるときは、衆議院の議決後 30 日以内に参議院が議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。予算案についてこのような規定がなされているのは、予算は原則として年度末までに成立している必要があるゆえ法律案よりも迅速に議決するためである。

このように衆議院の優越が認められている理由は、衆議院議員の任期が4年で任期途中で解散することがあるため、参議院よりも国民の意思を反映していると考えられるからである。しかし実際には参議院議員は3年毎に半数が改選されるので、衆議院が3年以上解散されない場合には、事実

①衆議院議員の任期は最大4年だが途中で解散したときは失職する。

参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数ずつ改選する。

上参議院のほうが国民の意思をより正確に反映していると考えられる場合がある。

内閣の働き

内閣総理大臣（首相）は、国会議員の中から国会の指名によって選出され、天皇によって任命される。そのあと国会議員や民間人の中から**国务大臣**（国家行政組織＝省庁の長となる場合が多い）を選び任命する。これを**組閣**という。

内閣は、憲法と法律を実施するために必要に応じて**命令**を発することができるが、法律で許される場合でなければ罰則を設けることはできない。

行政機関の中心は内閣であるが、行政機関の中には、人事院や公正取引委員会のように、公正性が求められるために内閣から独立している機関（**独立行政委員会**）も存在する。

内閣不信任

衆議院は、内閣を信任するかどうかの意思表示をすることができる。衆議院が**内閣不信任決議案**を可決したとき（又は信任決議案を否決したとき）は、内閣は**総辞職**（→直ちに国会が新しい首相を選ぶことになる）か、衆議院の**解散**か、どちらかを選ばなければならない。衆議院が解散されると衆議院議員の**総選挙**が実施され、選挙直後に召集される新しい議員による国会（特別国会）で、新しい内閣総理大臣が指名される。

衆議院から「不信任」を告げられた首相が衆議院を解散させることができるのは、衆議院が内閣を信任していなくても、主権者である国民が内閣を信任している可能性があるからである。それゆえ衆議院議員総選挙で政権与党が勝利した場合は、内閣は続投することになる。

裁判所の働き

日本の裁判所は**最高裁判所**と下級裁判所（**高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所**）に分けられる。裁判は原則として3回まで審理を求めることができ（**三審制**）、通常は地方裁判所が第一審を担当し【②】、第一審の判決に不服があるときは高等裁判所に**控訴**し、さらに不服があるときは最高裁判所に**上告**できる【③】。

司法権の独立

明治憲法の時代には、裁判所は行政機関によってコントロールされており、政府にとって都合の悪い判決が出ないように裁判官を説得するような事件もあった【④】。しかし日本国憲法は裁判官の独立について「裁判官は良心に従い独立して職権を行い、憲法と法律にのみ拘束される」（76条）と規定している。けれども「実際には多くの裁判官が最高裁判所の判例に事実上束縛されており、決して独立しているわけではない」とする意見もある【⑤】。

②一部の専門的な事件は高等裁判所が、少年事件や離婚事件などは家庭裁判所が、また軽微な事件は簡易裁判所が、それぞれ第一審を担当する。

③おおむね、第一審判決に対する上訴を控訴、第二審判決に対する上訴を上告という。

但し民事訴訟で最高裁判所に上告するには憲法違反があるなどの条件を満たす必要がある。

なお裁判所の「決定・命令」に不服がある際に上訴することを**抗告**という。

④大津事件の被告を死刑にするよう大審院長の児島惟謙に働きかけた事件が有名である。

⑤また長沼ナイキ基地訴訟では平賀健太札幌地裁所長が担当裁判官に「国側の裁量を尊重して自衛隊の違憲判断を避けるべき」との手紙を送った事件（**平賀書簡事件**）もある。